【足立労働基準監督署長からのお知らせ 夏号】

**熱中症注意！**

|  |
| --- |
| **平成2８年度 全国労働衛生週間始まります**  http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0138/9443/2013329201148.JPG4th Stage  - Ｓａｆｅ　Ｗｏｒｋ　ＡＤＡＣＨＩ・ＡＲＡＫＡＷＡ　- |

全国労働衛生週間は，昭和25年以来，今年で第67回を迎えます。労働者の健康を巡る状況を見ると，平成27年度の脳・心臓疾患の労災支給決定件数が全国で251人（足立署2人），精神障害の労災支給決定件数が472人（足立署2人）となっていること等職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策が重要な課題となっています。業務上疾病の被災者は長期的には減少しているものの全国で7,368人となり，特に腰痛が全体の約6割を超え，社会福祉施設で最も多くなっています。一方熱中症も高止まり状態です。さらに，化学物質による薬傷，やけど等が多く，また，特定化学物質障害予防規則等の対象となっていない化学物質を原因とするがん等の遅発性の疾病による労災事案の発生等（オルト-トルイジンによる膀胱がん等）の新たな問題も生じています。

|  |
| --- |
| **・ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実（平成27年12月1日施行）**  **・一定の危険・有害な化学物質（ＳＤＳ交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施 　：「ラベルでアクション」（平成28年6月1日施行）**  **・職場における受動喫煙防止対策の推進：支援制度あります。（平成27年6月１日施行）** |
| **《全国労働衛生週間》期間：平成28年10月１日から７日　（準備期間：平成28年9月１日から30日）**  **『健康職場　つくる　まもるは　みんなが主役』** |

**ご確認ください！**

|  |
| --- |
| **東京都地域別最低賃金 ９３２円（答申）** |

平成28年8月5日に東京地方最低賃金審議会から東京都最低賃金の改正について答申があり，異議申し立ての期間中（8月22日まで）ですが，10月１日より**東京都地域別最低賃金が932円（25円↑）**となる予定です。（**埼玉県地域別最低賃金は845円（25円↑）**，**千葉県地域別最低賃金は842円（25円↑）**予定）。東京都内の事業場で働く全ての労働者の方に東京都地域別最低賃金が適用されます。たとえ埼玉県や千葉県に本社がある場合でも，東京都内の事業場（支店，営業所，店舗等）では，東京都地域別最低賃金が適用になります。また，高校生アルバイトや試みの使用期間の労働者の方にも適用されます。現在雇用されている労働者の賃金額や求人票・求人広告の賃金額などを，予めご確認のうえご準備くださいますようお願いします。

|  |
| --- |
| **10月は「年次有給休暇取得促進期間」です**♪ |

**仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**のために，**「プラスワン　休暇」**（土日，祝日に年次有給休暇を組み合わせる等）で連続休暇に。



**「働き方・休み方」**を変える第一歩です。

経営者の主導のもと，取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい

雰囲気づくりや労使の意識改革をお願いします。

**足立労基署からの情報は…**

足立労働基準監督署：足立区千住旭町4-21足立地方合同庁舎4階　℡03-3882-1188（方面）1189（労災）1190（安全）　　　　**ここをクリック！**

**足立労働基準監督署からのお知らせ**

[**検索**](http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantokusho_oshirase/adachi/adachi.html)